

加盟団体 会長 様

船橋市スポーツ協会
会長 関根 誠 治
(公印省略)

令和2年度加盟団体事業活動交付金等の関係書類の提出について (依頼)

このことについて、船橋市スポーツ協会加盟規程第8条に基づき、船橋市スポーツ協会から令和2年度加盟団体事業活動交付金等を振り込むため、下記の関係書類を提出いただきたく存じます。

なお、下記の書類につきましては、船橋市スポーツ協会のホームページからダウンロードできますことを申し添えます。

記

1 提出書類

- (1) 「令和2年度船橋市スポーツ協会交付金等振込先調査書」・・・別紙1
【船橋市スポーツ協会からのすべての交付金の振込先となります】
- (2) 「令和2年度加盟団体事業活動交付金請求書」・・・・・・・・別紙2

2 書類作成上の留意事項

- (1) 提出期限を厳守して下さい。(一括処理のため)
- (2) 令和2年度加盟団体事業活動交付金の貴団体の交付額は、令和元年度船橋市体育協会総会（書面決議）にて決定しています。
- (3) 「別紙2」の日付は、「空欄」のまま提出して下さい。

3 提出期限 令和2年5月1日（金）必着

4 提出方法 メールまたは郵送

メール：supotsu@city.funabashi.lg.jp

住 所：〒273-8501 (郵便番号を記載すれば住所は不要です)

船橋市教育委員会 生涯スポーツ課内 船橋市スポーツ協会事務局

加盟規程 第8条

本会は、毎年度加盟団体に事業活動交付金を交付することができる。ただし、準加盟団体は除く。